

放送大学の教員等の任期に関する規則

令和2年9月24日

放送大学学園規則第1号

改正 令和3年3月12日

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）第5条第2項及び放送大学学園就業規則第4条の2の規定に基づき、放送大学の教員等の任期に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(副学長)

第2条 副学長の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、引き続き6年を超えることができない。

2 第1項の規定にかかわらず、学長の残りの任期が2年未満で選考される場合の副学長の任期は、学長の任期満了の日までとする。

(教授等)

第3条 教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教授等」という。）の任期は、5年とする。ただし、放送大学学園寄附行為第29条第2項の規定に基づき別に定める基準により、再任されることができる。

2 年度の途中で採用された教授等の最初に到来する任期は、前項本文の規定にかかわらず、採用の日から起算して4年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

3 教授等が昇任した場合は、当該昇任前の任期を通算するものとする。

4 教授等の採用又は第1項ただし書の再任を行う場合は、同項本文に規定する任期について採用される者又は再任される者の同意を得なければならない。

5 第1項ただし書の再任について、公認心理師教育推進室にのみ所属する教授等の再任の回数は、1回を限度とする。

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教授にあっては第1項及び第2項の規定による任期の末日が年齢68歳に達する日の属する事業年度の末日を越える場合の任期は年齢68歳に達する日の属する事業年度の末日までとし、准教授、講師、助教及び助手にあっては第1項及び第2項の規定による任期の末日が年齢63歳に達する日の属する事業年度の末日を超える場合の任期は年齢63歳に達する日の属する事業年度の末日までとする。

7 学園は、年齢63歳に達する日の属する事業年度の末日に任期が満了することにより退職した准教授、講師、助教又は助手が継続して就業することを希望し、放送大学学園就業規則第26条第1項各号又は第27条第1項各号に該当しない者である場合は、別に定めるところにより65歳まで継続して雇用するものとする。

(特任教授及び特任栄誉教授)

第4条 特任教授（学習センター所長である者を除く。）及び特任栄誉教授（以下「特任教

授等」という。)の任期は、前条第6項に規定する任期の満了による退職日の翌日から、1年とする。ただし、別に定める基準に基づく選考により、特任教授にあっては年齢72歳に達する日の属する年度末まで、特任栄誉教授にあっては年齢70歳に達する日の属する年度末まで、再任されることがある。

- 2 学習センター所長である者(以下「所長」という。)の任期は、採用の日の属する翌々年度を超えない範囲で、個々に定める。ただし、別に定める基準に基づく選考により、年齢70歳未満の者については、再任されることがある。
- 3 所長から、引き続き労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に規定する期間の定めのない労働契約を学園と締結した者については、前項の規定は適用しないものとする。

(客員教授等)

第5条 客員教授、客員准教授及び非常勤講師の任期は、採用の日の属する年度を超えない範囲内で、個々に定める。ただし、別に定める基準に基づく選考により、再任されることがある。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、この規則の制定の日の前日以前に付された教員等の任期については、なお従前のとおりとする。
- 2 第3条第1項、第2項及び第6項の規定にかかわらず、平成20年8月1日から引き続いている教員にあっては、同条第1項及び第2項の規定による任期の末日が年齢70歳に達する日の属する事業年度の末日を越える場合の任期は、年齢70歳に達する日の属する事業年度の末日までとする。この場合において、第4条第1項中「前条第6項」とあるのは「附則第2項」と読み替えるものとする。

附 則(令和3年3月12日)

この規則は、令和3年3月12日から施行する。